

MT免許の技能試験等の方法の見直し

- MT免許に係る技能試験等について、クラッチ・ギア操作に係る項目(AT限定解除審査に相当する項目)以外はAT車を用いて行う
- クラッチ・ギア操作に係る項目については、MT普通車を用いて行う(今後、AT免許が導入される大型車等はAT教習車のみの導入、普通車のみAT車とMT車の教習車を使用 ※経過措置により、当面の間、現行MT教習車も使用できる)

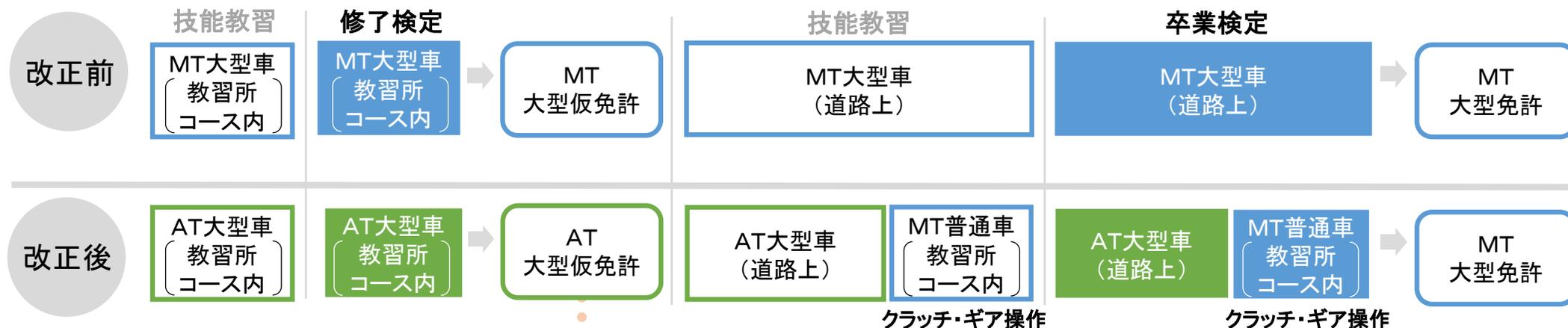
例: 運転免許試験場で技能試験を受け、大型免許を取得しようとする場合

技能試験



MT中型免許・MT準中型免許・MT大型第二種免許・MT中型第二種免許の技能試験においても、MT普通車を使用

例: 指定自動車教習所で技能教習及び技能検定(修了検定・卒業検定)を受け、MT大型免許を取得しようとする場合

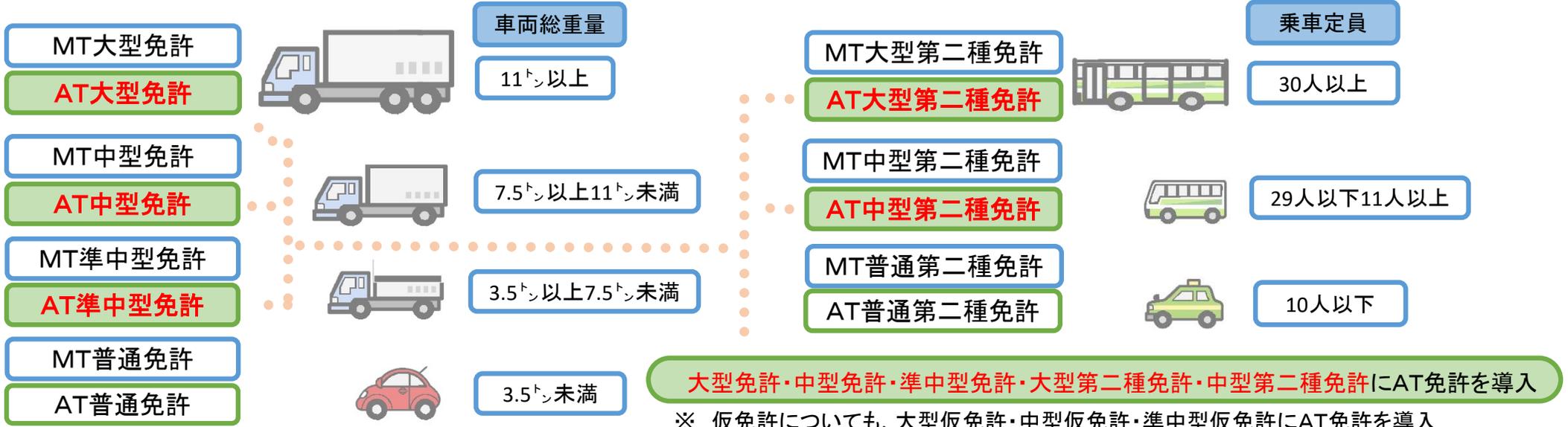


道路上での教習・検定は全てAT車を使用。クラッチ・ギア操作に係る項目はコース内でMT普通車を使用。

A T 大型免許等の導入

AT大型免許等の導入

※赤字がAT免許が導入される免許



施行時期

AT車の試験車両の開発・導入等に必要な期間を考慮し、免許の種類に応じて段階的に施行（経過措置により、施行後も当面の間、従前の方法による技能試験・技能教習も実施可能）

令和6年度	4/1 令和7年度	4/1 令和8年度	4/1 令和9年度	10/1 令和10年度
公布		普通・普通第二種の技能試験等の見直し		
			AT中型免許・AT準中型免許・AT中型第二種免許の導入、 中型第二種免許の試験車両の見直し	
			AT大型免許の導入	
				AT大型第二種免許の導入